

# 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和5年8月24日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永山 貴大

## 記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名  
支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 永山 貴大
- 2 契約概要
  - (1) 契約件名 令和6年度海外赴任予定者への語学研修 一式
  - (2) 契約内容 仕様書による。
  - (3) 履行期限 令和6年3月31日
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
  - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
    - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
    - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
    - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
    - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
    - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - (2) 企画提案書の特定のための評価基準  
事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- 4 手続等
  - (1) 担当部局  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房会計課  
電話 03-3581-0141 内線2298
  - (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法  
令和5年9月15日 17時00分  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房人事課  
郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
  - (3) 説明書の交付方法  
本公告の日から上記(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。
- 5 その他
  - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
  - (4) 詳細は仕様書による。

## 令和6年度海外赴任予定者への語学研修

警察庁長官官房会計課

## 項目及び構成

1. 契約書（案）
2. 仕様書
3. 応募作成要領

## 契 約 書

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり令和6年度海外赴任予定者への語学研修に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、令和6年度海外赴任予定者への語学研修（以下「業務」という。）を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行期限）

第2条 履行期限は、令和6年3月31日までとする。

（契約金額等）

第3条 本契約は、単価による契約とし、当該単価及び甲が発注する業務の予定数量は別紙のとおりとする。ただし、甲の都合により予定数量を増減することができる。

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28

年法律第 196 号) 第 2 章第 2 節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号) 第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成 10 年法律第 104 号) 第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 42 条の 2 の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### (秘密の保持)

- 第 7 条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第 5 条第 1 項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
  - 3 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

#### (事情変更)

- 第 8 条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一部中止し若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
  - 3 前 2 項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第10条第1項に該当する場合

(4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを

含む。)

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴され、有罪判決が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙

の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(検査)

第 13 条 乙は、全ての業務が完了した場合、甲に完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示にしたがい、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

4 検査に必要な費用は乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第 14 条 乙は、前条の検査に合格したときは、適法な支払請求書を提出しなければならない。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 16 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(暴力団排除)

第 18 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第 19 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令



和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
永山 貴大

乙

## 予定数量及び単価

対象言語	研修人数	予定数量	単価（税抜）
インドネシア語	1名	40回	円
タイ語	1名	40回	円
韓国語	2名	各40回	円
中国語	1名	40回	円
ベトナム語	1名	40回	円
アラビア語	1名	40回	円

※ 上記予定数量については、増減する場合がある。

※ 料金は、上記単価に消費税率から算出した額を加算して請求するものとする。

取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、レッスンを行った日に応じた消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名 印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**

## 情報セキュリティの確保に関する特約条項

### (目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一～二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

### (再委託の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず再委託するときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書きにより乙が再委託する場合、乙は乙と再委託者との間で締結する契約において、再委託者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書きにより乙が再委託する場合の再委託者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「再委託者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

### (情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び再委託先等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

- 5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

#### (守秘義務)

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙又は再委託者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

#### (管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

#### (脆弱性対策等の実施)

第6条 乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙は、再委託者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一～三号に掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第9条 乙は、乙の従業員又は再委託者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 乙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第8条に規定する事故が再委託者等において発生した場合、乙は甲が当該再委託者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第8条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。
- 6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

- 第11条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。
- 2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- 3 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- 4 甲が再委託者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。
- 5 乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。
- 6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。
- 7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。



## 情報セキュリティ対策履行状況確認書

## 1 確認対象者

- (1) 事業者名：  
 (2) 対象部門等名：  
 (3) 契約開始年月日：  
 (4) 前回確認実施年月日：

## 【留意事項】

確認対象者が再委託者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(再委託者等)」と記載すること。  
 この場合、(3) 欄には、再委託契約等の開始年月日を記載すること。

## 2 確認事項

番号	確認事項	実施/未実施	実施状況(詳細)又は未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に再委託していない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず再委託するときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第6条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を

解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 仕様書

### 1 件名

令和6年度海外赴任予定者への語学研修

### 2 目的

警察庁では、毎年、職員を海外の国際機関等へ派遣しており、派遣予定者については、着任直後より国際機関の職員として我が国の利益を踏まえた高度な調整・意思決定、交渉、職員管理、会議出席及び会議主催のためのコミュニケーション、公文書の作成及び読解等の職務を的確に遂行する必要があり、高度な語学力が要求される。そのため、派遣予定者に対し、派遣前に一定期間の語学研修を受講させ、着任後に必要となる語学力を取得させることにより、派遣後の業務の円滑な遂行を図るものである。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までの間

### 4 対象言語及び研修予定数等

対象言語	研修人数	予定数量
インドネシア語	1名	40回
タイ語	1名	40回
韓国語	2名	各40回
中国語	1名	40回
ベトナム語	1名	40回
アラビア語	1名	40回
合計	7名	280回

- (1) 平日に限らず土曜日、日曜日及び祝日にも研修を実施可能であること。
- (2) 90分の研修を1レッスンとする。
- (3) 予定数量は、警察庁の都合により増減することがある。

### 5 研修委託企業

- (1) 在外公館、企業等の各種海外赴任予定者に対する研修実績を有していること。
- (2) 各派遣予定者の語学力に合わせた独自の研修プログラムを用意することが可能であり、プライベートレッスンを提供できること。

## 6 研修場所及び設備

- (1) 原則として個室（教室をパーテーション等により区画したものも可能）においてレッスンを実施することが可能であり、適度の照明・防音設備、冷暖房設備及び空調設備が設けられていることとする。

受講者の業務の都合等を踏まえ、インターネット回線を用いた方法による授業（以下「ネット授業」という。）でレッスンを受講できることとする。

- (2) 研修場所が、中央合同庁舎2号館から至近の距離にあることとする（中央合同庁舎2号館から公共交通機関を利用して概ね30分程度）。ただし、ネット授業についてはこれに当たらない。
- (3) レッスンを実施するにあたり、ホワイトボード、テレビ、DVD及びDVDプレイヤー等の機材を必要とする際は、研修委託企業の負担で準備すること。

ネット授業を実施するために研修委託企業が準備するものは、研修委託企業の負担とするが、受講者が実施に必要なものについては受講者で準備をする。

- (4) 本契約後に新たに必要となった研修委託企業が独自で用意するテキスト代及びコピー料金は、研修委託企業の負担とする。

ネット授業での研修委託企業が独自で用意したテキストは、研修委託企業がPDFで送信し、受講者が印刷するものとする、又は研修委託企業の負担により郵送することも可とする。

## 7 研修体制

研修責任者を指定し、研修が円滑、かつ、効果的に実施されるための体制を整えるものとする。

また、研修責任者は、次のとおりとする。

- (1) 研修委託企業に5年以上在籍している日本人とする。
- (2) 研修委託企業と連携を図り、各講師のレッスン内容やカリキュラム及び派遣予定者個々の語学レベル等を常に把握し、レッスン全体が当該研修の目的に合致した効果的な内容となるよう調整するものとする。
- (3) 研修責任者は警察庁担当官と各講師の間の連絡・調整を行うこととする。

## 8 講師

- (1) 各言語の主担当講師と副担当講師をそれぞれ1名以上置くこととし、あ

あらかじめ警察庁に報告することとする。

- (2) 担当講師は、担当する言語が堪能であり、かつ、日本語で文法、対話等について派遣予定者が理解できるよう説明が行える者とする。
- (3) 担当講師は、研修中、必ずしも同一である必要はなく、派遣予定者の都合等を踏まえ、あらかじめ警察庁に報告された講師への変更ができることとする。

## 9 研修内容

レッスンには必ず以下の項目を取り入れることとする。

- ① 文法（文法の基礎、文章の和訳、各言語の文章作成等）
- ② 対話（発音の基礎、リスニング、日常会話）

## 10 スケジュール

- (1) レッスン時間については、バランス良く能力向上を図ることができるよう努めることとし、研修中に派遣予定者個々の能力等にも留意の上、スケジュールの調整を行うこととする。
- (2) レッスンの初回と最終回に各研修の語学力の向上について評価をすることとし、派遣予定者の語学力の評価や今後の学習へのアドバイスを含めた指針をレポートにして派遣予定者に提供するものとする。
- (3) 派遣予定者の業務の都合等により、スケジュール変更を行う必要がある場合は柔軟に対応することとする。

## 11 レッスンの振替

- (1) 業務の都合等により、派遣予定者がレッスン日の前営業日正午までにキャンセルした場合は、別日にレッスン数を振り替えて代替レッスンを実施することとし、キャンセル料等の費用は発生しないこととする。
- (2) 研修委託企業がやむを得ない事情で、予定していた日又は時間にレッスンを実施できなくなった場合は、警察庁と協議の上、別日にレッスン数を振り替えて、早期に代替レッスンを実施すること。
- (3) ネット授業では講師との接続時間により授業を受講したものとする。

## 12 その他遵守事項

- (1) 本仕様書に疑義が生じた場合は研修委託企業と警察庁で協議して決めること。
- (2) 研修で使用又は作成された資料等については、警察庁の承諾を得ることなく、第三者に提供しないこと。
- (3) 警察庁が講師のレッスン内容や姿勢などにおいて不十分であると判断

し、当該講師の交替を要求した場合、その指示に誠実に従うこと。

- (4) 受講簿を作成の上、レッスン毎に署名又は押印させることとし、連絡なく欠席した場合には、速やかに警察庁に報告すること。

ネット授業を実施する際は講師に実施簿を受講者には受講簿を配布し、レッスン毎に相互に署名又は押印することとする。また連絡なく欠席した場合には、速やかに警察庁に報告すること。



# 令和6年度海外赴任予定者への語学研修

## 提案書等資料作成要領

令和5年8月9日  
警察庁

## 1 資料提出要領

### (1) 提出すべき資料の名称及び内容等

警察庁に提出すべき資料の名称及び内容等は以下の通りとする。

名称	内容	必須／任意
①提案書	仕様書及び評価基準書（別紙1）に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。 ○1社1案とすること。 ○提案書は、評価基準書の項目に沿って作成すること。 ○別紙2の書類及び実施計画（スケジュール）を添付すること。 ○社名は入れないこと。	必須
②法人概要	○会社案内、概要等の分かる資料 ○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組内容（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）等）が分かる資料	必須
③添付資料	提案の詳細を説明するための資料。	任意
④作成経費見積書	仕様書に基づき、必要な経費についての具体的な積算見積を作成すること。	必須
⑤令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格決定通知書の写し。		必須

### (2) 提案書の様式

用紙サイズはA4判、片面使用を基本とする。特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に織り込むこと。

### (3) その他

ア 提案書は、提案書を評価する者が特段の専門的知識を有しなくても理解できるよう、十分に分かりやすい記述（表現）にすること（必要に応じて図面、用語解説等を添付すること）。

イ 各項目ごとに多くとも3頁程度に収まるよう要領の良い記載に配慮すること。

ウ 補足資料の提出や補足説明等を求める場合は速やかに対応すること。

### (4) 提出部数

上記提出すべき資料の①、③は11部、②、④、⑤は2部提出すること。

(5) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和5年9月15日(金)17:00までとする。

イ 提出先

警察庁長官官房人事課企画係

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-3581-0141 内線2648

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。FAX、電子メール等での提出は不可とする。

2 留意事項

(1) 応札資料の受理

受理した資料は評価結果にかかわらず、返却しない。

(2) 質疑

提案書に係る質疑は、令和5年9月15日(金)17:00までに、下記担当者宛てに照会すること。ただし、選考基準等についての照会は受け付けないものとする。

(3) 選考結果

選考結果については、令和5年9月29日(金)までに、担当者から各応募者に連絡するものとする。

(4) その他

提案書作成に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

(5) 契約の相手方は、契約締結時において、暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当していない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書(別添誓約書)を提出するものとする。

本件担当

警察庁長官官房人事課企画係

電話 03-3581-0141

(内線2648)

企画競争評価基準書

評価項目			評価基準		評価区分	配点																																				
大項目	小項目	内容	基礎点	加点		基礎点	加点	合計																																		
1 研修の実施内容																																										
	1.1	事業全体の概要	・ 事業全体が、仕様書に適合しているか。		必須	10		10																																		
	1.2	カリキュラム	・ カリキュラムの内容が、研修の目的を正確に理解し、目的に則しているか。	・ 文法、対話のほか、実務に即した充実した研修内容が取り入れられているか。 ・ カリキュラム内容が、契約期間内の短期上達に即した適当、かつ、効果的なものとなっているか。 ・ カリキュラム内容が、上達のために具体的であり、実現可能性の高いものとなっているか。		10	20	30																																		
	1.3	派遣予定者の講評	・ 研修初回及び最終回に派遣予定者の語学力を評価し、レポートの提供がなされるか。	・ 派遣予定者にとって、自己の長所・短所が分かりやすい内容となっているか。 ・ 派遣予定者の今後の指針が明確に提示され、派遣予定者の自己学習に資する内容となっているか。		10	10	20																																		
2 業務従事者の能力等																																										
	2.1	研修体制	・ 警察庁担当との連絡、調整を行う体制が整っているか。 ・ 研修が円滑、かつ、効果的に行われるように、研修委託企業内の連携や各講師との間の連絡、調整を行うことができる体制が整っているか。		必須	10		10																																		
	2.2	担当講師の資格経験	・ 担当する言語が堪能であり、かつ、日本語で文法、対話等について研修生が理解できるように説明を行うことができるか。	・ 海外の国際機関等に派遣する職員への研修の講師として、相応しいと判断する教授経歴、通訳・翻訳歴があるか。		10	10	20																																		
3 その他																																										
	3.1	その他		・ 上記項目以外で、派遣予定者に対する語学研修実施業者として評価できる事項があるか。			5	5																																		
	3.2	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組		<p>認定等の区分 ※1</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</td> <td>プラチナえるぼし ※2</td> <td rowspan="5">任意</td> <td rowspan="5">-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>えるぼし3段階目 ※3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし2段階目 ※3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>えるぼし1段階目 ※3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>行動計画 ※4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>プラチナくるみん ※5</td> <td rowspan="4">任意</td> <td rowspan="4">-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>くるみん(R4.4.1以降基準) ※6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>くるみん(H29.4.1からR4.3.31まで基準) ※7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん ※8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>くるみん(H29.3.31以前基準) ※9</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="5">若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</td> </tr> </table> <p>※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。                  ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。                  ※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定                  なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。                  ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。                  ※5 次世代法第15条の2に基づく認定                  ※6 次世代法第13条に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項及び第2項の規定に基づく認定                  ※7 次世代法第13条に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則等第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)                  ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定。                  ※9 次世代法第13条に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p>	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし ※2	任意	-	5	えるぼし3段階目 ※3	4	えるぼし2段階目 ※3	3	えるぼし1段階目 ※3	2	行動計画 ※4	1	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※5	任意	-	5	くるみん(R4.4.1以降基準) ※6	3	くるみん(H29.4.1からR4.3.31まで基準) ※7	3	トライくるみん ※8	3		くるみん(H29.3.31以前基準) ※9			2	若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)								
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等						プラチナえるぼし ※2			任意	-	5																															
						えるぼし3段階目 ※3					4																															
						えるぼし2段階目 ※3					3																															
						えるぼし1段階目 ※3					2																															
					行動計画 ※4	1																																				
次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)					プラチナくるみん ※5	任意	-	5																																		
					くるみん(R4.4.1以降基準) ※6			3																																		
					くるみん(H29.4.1からR4.3.31まで基準) ※7			3																																		
					トライくるみん ※8			3																																		
	くるみん(H29.3.31以前基準) ※9			2																																						
若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)																																										

## 別紙 2

- 1 平成 30 年 4 月以降に、官公庁及び企業等において実施した研修実績を証明する契約書の写し。
- 2 中央合同庁舎 2 号館から研修施設までの公共交通機関を利用した際の最短の経路及び、通学時間等の研修場所に関する書類。
- 3 設備の概要、教室の広さ等を明らかにした研修施設に関する書類（図面、写真等を添付）
- 4 主担当講師及び副担当講師の本（国）籍、住所（居住地）、氏名、生年月日、学歴、当該言語に係る教授経歴等（特に当該研修に相応しいと判断する教授経歴や通訳・翻訳経歴とその理由を簡潔に記載。）を記した講師名簿。
- 5 外国籍のネイティブ講師については、在留資格及び講師として就労可能であることを証明する書類。
- 6 会社概要が分かるパンフレット等及び各言語を教授することができる講師の人数が分かる書類を提出すること。
- 7 用紙サイズは A 4 判、片面使用を基本とする。特別に大きな図面等が必要な場合には、原則として A 3 判にて織り込むこと。
- 8 研修当日に急遽担当講師や研修時間等について変更が生じた場合の緊急連絡体制表。

## 「令和6年度海外赴任予定者への語学研修事業」審査委員会設置要領

### 第1 令和6年度海外赴任予定者への語学研修事業審査委員会の設置

警察庁長官官房人事課企画第一係における令和6年度海外赴任予定者への語学研修事業を委嘱する業者の企画案を審査するため、警察庁長官官房人事課に令和6年度海外赴任予定者への語学研修事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 委員会の構成

#### 1 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

人事課長

人事課人事総括企画官

人事課理事官

人事課課長補佐

人事課係長

外事課外事情報調整室長

外事課課長補佐

外事課係長

会計課課長補佐（調達）

#### 2 委員長は、人事課長をもって充てる。

### 第3 審査

#### 1 審査は、別表に定める「評価基準書」に従って行い、「評価基準」の項目ごとに点数をつけ、各委員の得点の合計により順位を決定する。

#### 2 同点となった場合は、見積額が安価な者を採用とする。

#### 3 委員会における審査経過は、公表しないものとする。

### 第4 庶務

委員会の庶務は、人事課企画第一係において行う。

### 第5 審査委員会は、令和5年度中の令和6年度海外赴任予定者への語学研修事業に係る全ての業者の選定が決定した時点で廃止する。

評価基準書中の加点に係る項目の配点方法

評価ランク	評価基準	項目別得点		
S	仕様書で示した内容(効果)をはるかに超える卓越した提案内容である。	20	10	5
A	仕様書で示した内容(効果)を超える卓越した提案内容である。	13	6	3
B	仕様書で示した内容(効果)を超える提案内容である。	6	3	1
C	仕様書で示した内容(効果)と大差がない。	0	0	0

海外赴任予定者への語学研修企画案採点表

委員職名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

【〇社】

審査項目	基礎点		加点						
	チェックポイント	採点	チェックポイント		採点				
1.1 事業全体の概要	事業全体が、仕様書に適合しているか。	可 (10)	否 (0)						
1.2 カリキュラム	カリキュラムの内容が、研修の目的を正確に理解し、目的に則しているか。	可 (10)	否 (0)	文法、対話のほか、実務に即した充実した研修内容が取り入れられているか。 カリキュラム内容が、契約期間内の短期上達に即した適当、かつ、効果的なものとなっているか。 カリキュラム内容が、上達のために具体的であり、実現可能性の高いものとなっているか。	S (20)	A (13)	B (6)	C (0)	
1.3 派遣予定者の講評	研修初回及び最終回に派遣予定者の語学力を評価し、レポートの提供がなされるか。	可 (10)	否 (0)	派遣予定者にとって、自己の長所・短所が分かりやすい内容となっているか。 派遣予定者の今後の指針が明確に提示され、派遣予定者の自己学習に資する内容となっているか。	S (10)	A (6)	B (3)	C (0)	
2.1 研修体制	警察庁担当との連絡、調整を行う体制が整っているか。 研修が円滑、かつ、効果的に行われるように、研修委託企業内の連携や各講師との間の連絡、調整を行うことができる体制が整っているか。	可 (10)	否 (0)						
2.2 担当講師の資格経験	担当する言語が堪能であり、かつ、日本語で文法、対話等について研修生が理解できるように説明を行うことができるか。	可 (10)	否 (0)	海外の国際機関等に派遣する職員への研修の講師として、相応しいと判断する教授経歴、通訳・翻訳歴があるか。	S (10)	A (6)	B (3)	C (0)	
3.1 その他					上記項目以外で、派遣予定者に対する語学研修実施業者として評価できる事項があるか。	S (5)	A (3)	B (1)	C (0)
3.2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組					認定等の区分 ※	配点			
					該当なし	(0)			
					女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし	(5)		
						えるぼし3段階目	(4)		
						えるぼし2段階目	(3)		
						えるぼし1段階目	(2)		
					次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	行動計画	(1)		
						プラチナくるみん	(5)		
						くるみん(R4.4.1～)	(3)		
						くるみん(H29.4.1～R4.3.31)	(3)		
				トライくるみん	(3)				
				くるみん(～H29.3.31)	(2)				
				若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	(4)				
				合計	合計			点	

各審査項目ごとに、2段階評価し、該当する評語(点数)に「〇」を付すこと。

可:仕様書で示した内容(規準)を満たしている。  
否:仕様書で示した内容(規準)を満たしていない。

各審査項目ごとに、4段階評価し(3.2除く)、該当する評語(点数)に「〇」を付すこと。

S:仕様書で示した内容(効果)をはるかに超える卓越した提案内容である。  
A:仕様書で示した内容(効果)を超える卓越した提案内容である。  
B:仕様書で示した内容(効果)を超える提案内容である。  
C:仕様書で示した内容(効果)と大差がない。

※ 認定等の区分に応じて加点する。ただし、複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。



## 応募にあたっての補足事項

### 1 見積書の提出

令和5年9月15日（金）までに、提案書とともに見積書を提出願います。

なお、**見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付**してください。

※宛名は、「警察庁」でお願いします。

※入札辞退される方は、別添アンケートにご協力をお願いします。

### 2 契約予定額

4, 158, 000円（税込み）（消費税は10%とする。）

#### 【契約に関する問い合わせ先】

警察庁長官官房会計課調達係

03-3581-0141（内線 2298）

#### 【仕様に関する問い合わせ先】

警察庁長官官房人事課

03-3581-0141（内線 2617）

# 入札に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail : tyotatu@npa.go.jp)

\*今後の入札業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調達件名 令和6年度海外赴任予定者への語学研修

●御社名 御担当者名 御連絡先

## 入札を辞退された方

●入札辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

応札までの準備期間が短い（入札公告から概ね\_\_\_\_日間必要）。

納期、履行期間が短い（概ね\_\_\_\_日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から入札に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の入札に関する改善要望等）

## 入札に参加された方

●今回の入札に関する改善要望等